

1. 金融行政の英語化及び海外運用会社等の登録の迅速化について

- 日本が「世界・アジアの国際金融ハブ」として、国際金融センターの地位を確立していくための施策を政府一体となって幅広く検討しているところ。
- 金融庁では、その実現に向けた取組みの一つとして、①新規参入の海外資産運用会社等に対して英語で対応するとともに、②拠点開設サポートオフィスを設置することで事前相談から監督までワンストップ化し、利便性の向上・登録の迅速化を行うための検討を進めてきたところであり、今月6日からは既に英語による登録の事前相談対応を開始している。
- こうした取組みを通じて、高度な専門性をもったアセットマネージャー等の日本市場への参入が促進され、日本の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成の実現に繋がる一歩にしたいと考えている。
- 日本が国際金融センターの地位を確立していくためには、官民一体での取組が不可欠だと考えている。我が国の資本市場の活性化のためにも、広報戦略を含め今後とも様々な分野において、市場の国際化に向けたご協力をお願いしたい。

2. 規制報告の一元化について

- 金融機関等から、金融庁のほか、日銀、業界団体等へ提出される報告書類や計表のうち、重複・類似するものについては、整理・見直し、提出先の一元化を行ってほしいとのご要望をいただいている。具体的には、
 - ① 書面により提出される報告書類・計表の電子化・システム化（金融庁業務支援統合システムや電子申請届出システムでの受付け）
 - ② 金融庁と日銀、業界団体等に提出される類似の報告書類・計表の統合・廃止
 - ③ 金融庁と日銀、業界団体等の複数の先に提出される同一の報告書類・計表の提出先のワンストップ化の3点である。

- 要望への対応については、金融庁が推進する国際金融センターにおいて、海外金融機関の受入れを促進するための環境整備の一環として位置付けられている。
- 貴協会との間では、報告書類・計表の電子化や提出先のワンストップ化等について、既に事務的な調整をはじめさせていただいているところ。実現するには、技術の面・オペレーションの面を含め幅広い検討が必要と認識している。金融庁としては、金融機関の負担を軽減する観点から、早期の実現に向けて検討を進めていきたいと考えており、貴協会におかれても、前向きにご検討いただくよう、ご協力をお願いしたい。

3. LIBOR 公表停止問題に係る進捗管理のあり方、及び ISDA プロトコルへの早期批准について

- LIBOR については、今般、主要な金融機関に対して、令和2年6月に発出された「Dear CEO レター」に基づくモニタリングを実施し、LIBOR からの移行に向けた対応状況を確認させていただいた。例えば、内部的に進捗管理指標（KPI）を用いて進捗管理を行っている事例が見られた。金融庁としても、引き続き、モニタリングを通じて定期的に確認していく。
- 経営陣におかれても、例えば、LIBOR から代替金利指標へ移行した契約数といった定量的指標に基づく進捗状況の確認など、適時に進捗状況を把握する仕組みについて検討いただきたい。
- LIBOR 参照取引の中でも、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）準拠のデリバティブについては、ISDA プロトコル（※）が令和2年10月23日に公表された。今後、市場関係者による批准プロセスに入り、翌年1月25日に発効予定。
※ ISDA プロトコル: 契約当事者間での相対交渉によらずに既存契約にフォールバック条項を適用するための付随契約
- ISDA プロトコルへの批准によるフォールバック条項の広範な利用が望ましい。FSB も、「プロトコルの広範かつ早期の批准を強く推奨する。」旨、声明を公表している。
- なお ISDA プロトコルへの批准は、あくまでもフォールバック条項の適用

であり、LIBOR 公表停止問題への基本的な対応としては、代替金利指標への早期の「移行」が重要である。

4. サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組みについて

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を狙ったサイバー攻撃の報道があるところ、大会関係機関のみならず、金融機関もサイバー攻撃のターゲットとなる可能性もあり、サイバー攻撃の脅威は、ますます高まっている。
- 以下の3点の事項に留意し、サイバーセキュリティ対策の強化に取り組んでいただきたい。
 - ・ まず、経営陣のリーダーシップ。経営陣の認識は社員にも伝播するものであるため、経営陣が、セキュリティの重要性を頭で理解するだけでなく、社員にしっかり発信し、セキュリティの重視の社風・思想を醸成していくことが重要。
 - ・ 次に、様々な新事業を開始する場合には、企画・設計の段階からセキュリティを確保する「セキュリティバイデザイン」が大切。
 - ・ 更に、セキュリティに関する報告は、技術的なことも多いため問題が起きてからではなく、普段からセキュリティ担当者と直接コミュニケーションを取るなど、経営陣自身のリテラシーを上げて、自社のセキュリティ上のリスクを予め把握することも重要。

5. 金融技術革新に関する国際動向について

- 令和2年10月にG7財務大臣・中央銀行総裁会議、G20財務大臣・中央銀行総裁会議といった金融関係の主要な国際的な会議が開催され、FSB（金融安定理事会）からは複数のレポートがG20に報告・公表された。
- 今回は、グローバルステーブルコインやクロスボーダー決済改善、サイバー事象への対応など、金融技術革新に関する文書を多く出されている。多くの作業はコロナ禍前から開始されていたものであるが、コロナ禍においてさらに重要性が高まったり、動きが加速化したりしている。
- このうち、G7の附属文書ではランサムウェアについて言及されたが、G7

の文書としては異例ながら、各国当局ではなく業界に対して直接働きかける文言となっている点からも警戒度合いの高さがうかがえるものとなっている。

- ランサムウェアへの対処としては、①「(自らが) 被害を受けない」、②「(たとえ被害を受けても) 身代金を支払わない」、③「(被害を受けずとも) 身代金の支払いに利用されない」という三点が考えられるところ、本附属文書では、特に③「身代金の支払いに“利用されてはならない”」という点を強調している。
- 国内の他セクターや海外の金融セクターの一部では、最近大きな感染被害が相次いで報告されている。その手口も、データを復旧するための身代金要求に加えて、暗号化する前にデータを窃取しておき、支払わなければデータを公開すると二重に脅迫するなど巧妙化・凶悪化しており、身代金相場も高騰していると指摘される。
- 海外ではランサムウェアの身代金がテロ資金などに悪用される可能性もあることから足元で非常に緊張が高まっている。サイバー空間に国境はなく、皆様におかれても、改めて気を引き締めていただければ幸い。
- 今後もこうした意見交換会の場などを利用して、金融技術革新に限らず、金融規制に関する国際的な議論の動向を広くご紹介させていただく。金融機関の皆様の業務のご参考としていただければありがたい。

6. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂について

- 平成30年2月に策定し、平成31年4月に改訂した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」について、改訂することを予定している。
- これまでのモニタリング結果を踏まえ、当庁の考え方が十分に伝わっていないと思われる点等について、改訂によって明確化することで、態勢の高度化をさらに進めていただきたいと考えている。

- 今後、当庁ホームページにて、改訂に係るパブリックコメントを予定している。金融機関の皆様にとってわかりやすく使いやすいものにしていきたいと考えており、忌憚のないご意見をいただきたい。

7. マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に係る協力依頼について

- マイナンバーカードについては、政府として、普及拡大に向け、改めて取り組みを進めているところ。
- マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待される。また、従業員にとっても、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカード。
- マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進に向けて、依頼文書を発出する予定なので、ご協力をお願いしたい。

8. デジタル化の推進について

(書面・押印・対面手続を求める規制について)

- 今般、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等について、金融庁所管法令・監督指針等において押印等を求める記載を削除するための市中協議を令和2年10月27日より開始した。
- 今後、民間同士の手続や当局が行う通知等のうち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、その必要性を検証した上で、令和2年6月末までに見直す方針である。

(国民の書面・押印・対面手続の見直し)

- 令和2年6月に立ち上げた「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」については、同年10月、貴協会より生命保険業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた課題と方針について発表いただき感謝申し上げます。

- 今後、論点整理の取りまとめを年内に行う予定だが、貴協会の発表の中で、デジタル化による効率化・顧客利便向上の取組みを業界全体で積極的に推進する方針を打ち出していただいたところ、上述の規制の見直しに合わせ、引き続き、書面・押印・対面手続の見直しを進めていただきたい。

9. 社債による資金調達過程における利益相反に関する IOSCO 報告書について

て

- 証券監督者国際機構（IOSCO）において、令和2年9月21日に最終報告書「社債による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」が公表された。
- 本報告書は、IOSCOによる資金調達過程における利益相反に関する二段階プロジェクトの第二段階における成果物である。第一段階では、平成30年9月に「株式による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」が公表され、市場仲介者によって調達過程の公正性や効率性を損なうような利益相反に規制当局が対処するための8つのガイダンスが示された。
- 本報告書の目的は、規制当局が、社債による資金調達過程における利益相反や関連するコンダクトリスクを認識し対処する際に役立つ指針を示すことである。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の中で見られた、資金調達過程の公正性に対する懸念事項（※）について対応することも目的としている。
※例）発行体との融資関係を利用し、発行体が将来の資金調達で銀行を指名するように、銀行が発行体へ圧力をかける等
- 本報告書では、社債による資金調達過程の主要な段階を説明し、市場仲介者によって生じる利益相反について示した上で、リスクマネジメント取引の利用による価格設定への影響、投資家が入手可能な情報の質の非対称性、社債の配分プロセスの不透明性など、発行体が社債による資金調達の準備を行う際に起こり得る問題に対処するための9つのガイダンスを提示している。

- 金融庁ホームページや IOSCO ホームページで紹介しているので、ぜひご一読いただきたい。

(以 上)